

八 街 市

家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金

工 事 施 工 要 領

平成16年 4月 1日 施 行
平成24年 4月 1日 改 正
令和8年 7月 7日 改 正

八街市地域振興部クリーン推進課環境保全室
TEL 043-443-1406 (直通)
FAX 043-442-6416

浄化槽設備士

1. 合併処理浄化槽の施工に際しては、浄化槽設備士が自ら実地に工事を監督する。
2. 中間検査等の立合は、申請書に記載されている設備士が行うこと。

(浄化槽法)

第29条第3項 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

第29条第4項 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、国土交通省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

掘削

1. 軟弱地盤又は建築物に接近して掘削を行う場合は、土留め工事等適切な措置を講ずること。

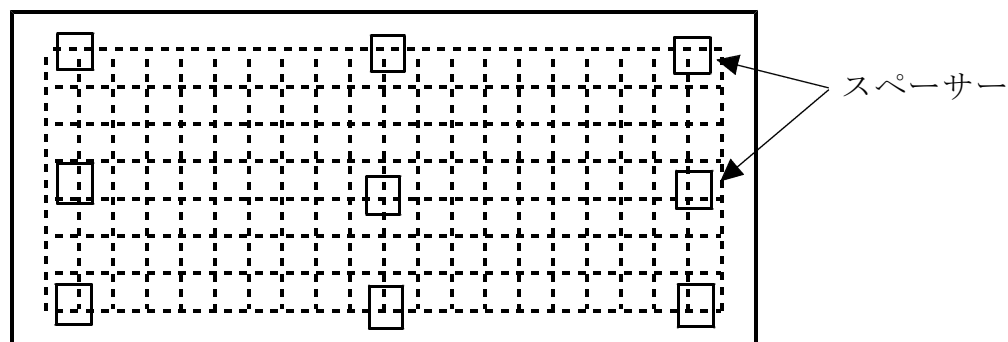
基礎工事

基礎工事は認定シート、施工要領書（浄化槽型式認定申請時の添付図書）、設計書等に従って施工すること。

1. 割栗石、目潰し砂利、底板鉄筋コンクリート

- ・ 割栗石の厚み 一般的に100mm～150mmであるが浄化槽の規模によって異なるので、確認すること。
- ・ 目潰し砂利 割栗石の間隔部分に切り込み砂利を敷き詰め、ランマー等で締め固め栗石が隠れる程度にする。
- ・ 鉄筋コンクリート 10人槽までは、通常100mm程度の厚み。
配筋は、D10以上の太さで、縦横筋共200mmピッチに組み、スペーサーを使用し、コンクリートの厚みの中心に来るように浮かせること。
ベースコンクリートの養生期間は72時間以上とする。

基礎工事見本図



※縦横筋共：D10以上・200mmピッチ

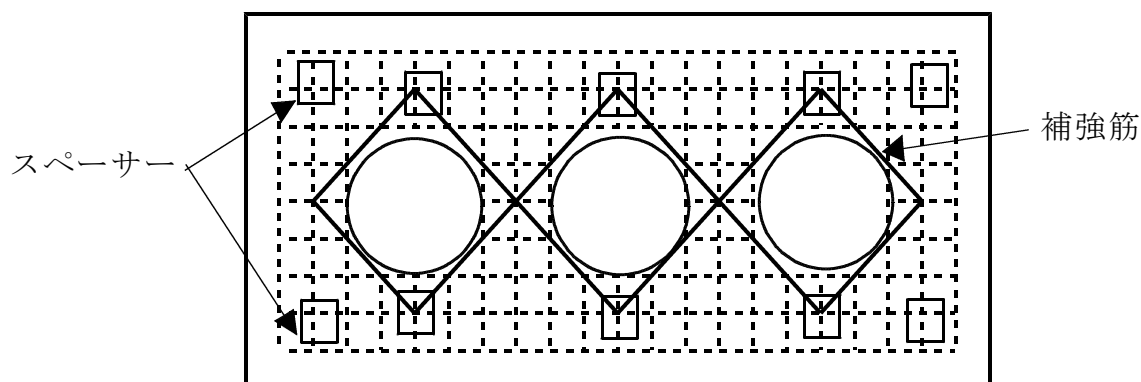
据え付け工事

1. 浄化槽の据え付けは箒等でベースコンクリートの上を掃いて、小石等が無いようにしてから行う。
2. 浄化槽に傷等がないか確認する。
3. 浄化槽内に土砂が入らないように行う。
4. 浄化槽の据え付けは、縦横2方向の水平を確認する。
5. 浄化槽の埋め戻しは、石などが混入していない良質の土砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等しく土砂を入れ水締め突き固めを十分行う。
(水平を確認しながら行う。)

上部スラブ工事

1. 上部スラブには、砕石を敷き開口部に補強筋を付けコンクリートを打つこと。
 - ・ 砕 石 浄化槽の上部を傷つけることの無いよう適度な厚さ
 - ・ 鉄筋コンクリート 通常100mm程度の厚み。
配筋は、D10以上の太さで、縦横筋共200mmピッチに組み、スペーサーを使用し、コンクリートの厚みの中心に来るように浮かせること。
開口部には、補強筋を付けること
上部スラブコンクリートの養生期間は72時間以上とする。
 - ・ かさ上げ かさ上げの高さは、おおむね30cmまでとし、それ以上になる場合は維持管理が容易にできるようにコンクリートのピットを設置すること。ピットには雨水排水用の排水口を設けること。

上部スラブ見本図



※縦筋共：D10以上・200mmピッチ・開口部に補強筋

配 管 工 事

1. 配管勾配は、「流入流出とも管経（mm）分の1」以上とする。
2. 配管の上部は、20cm以上の覆土をすることが望ましい。
（下水道排水設備指針）
3. 配管に荷重がかかる場合は、硬質塩化ビニル管（VP管）または鋼管を使用する。
4. やむを得ず露出配管としている場合は、外部からの衝撃に対する防御策や耐候性等が配慮されていること。
5. 升の設置位置は、起点、屈曲点、合流点に設ける。また、直線部分であっても管路の点検や清掃が行えるよう、管の内径の120倍を越えない範囲で升を設ける。
（下水道配水設備指針）
6. 升の種類は、流入側は全てインバート升とする。升の継ぎ目部分は、シールを確実にする。
7. 建築物内に臭気が逆流しないようトラップ構造とする。ただし、屋内配管にトラップがある場合は、二重トラップとならないようにする。（二重トラップは禁止）

放 流 接 続

1. 必ず流末の確認をすること。
2. 国道、県道、市道の場合においては、道路占用許可を申請し、補助金申請書類に添付してください。その指示に従い工事すること。（申請書に占用許可の添付がない場合は、受付及び工事着工できません。）
3. 道路位置指定、民地（私道）の場合については、トラブルが発生しないよう同意を得ることが望ましい。（同意書の添付は、必要ありません。）

放流先が無い場合

千葉県浄化槽取扱指導要綱に基づく、「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」により放流水を処理すること。

＊ 千葉県知事認定放流先のない場合の処理装置については 8 ページ参照

特別な施行を必要とする設置場所

1. 原則として、浄化槽の側部に大きな荷重がかかる、建築物や道路付近、崖の下等には設置しない。

※ 建築物の基礎及び道路端から原則としておおむね2 m以上（浄化槽の深さ分）離すこと。

※ 建築物の基礎、道路等荷重のかかるものから下方45度以内に浄化槽を設置しないこと。
ただし、やむを得ず設置する場合には次の措置を講ずること。

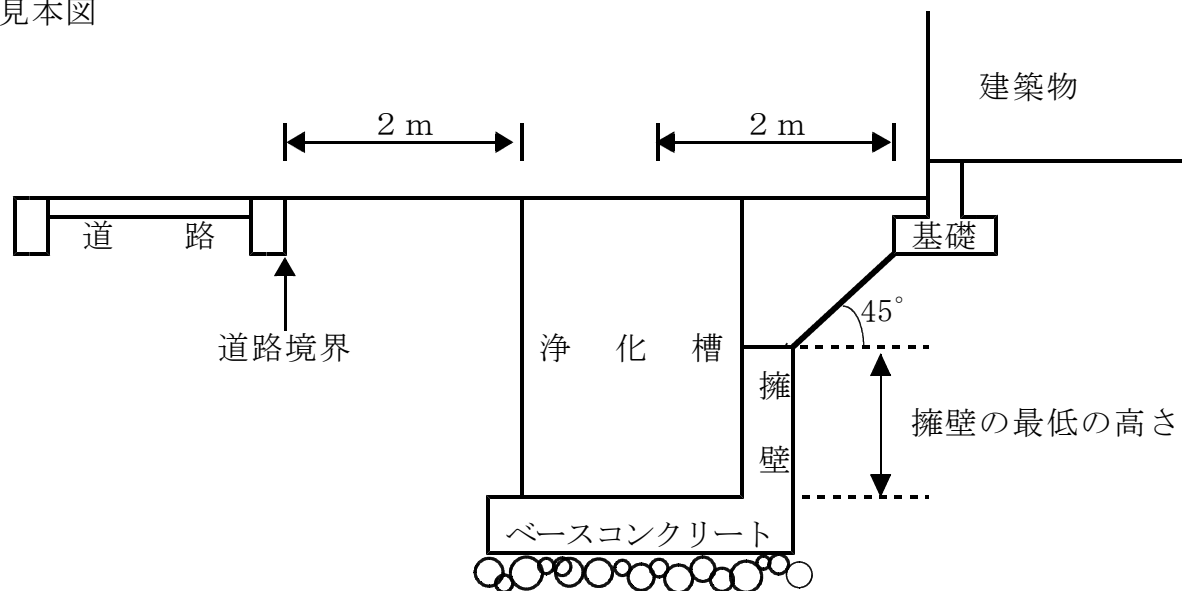
深基礎

建築物の基礎を深くして浄化槽が45度以内に入らないようにする。

保護擁壁

45度以内に係る部分については、土圧に耐える擁壁を設置する。
(鉄筋コンクリート：100 mm以上の厚み・縦横配筋D10以上・200 mmピッチ)

擁壁見本図



2. 原則として、浄化槽の上に重量のある物を置くような場所（車庫等）に設置しないこと。

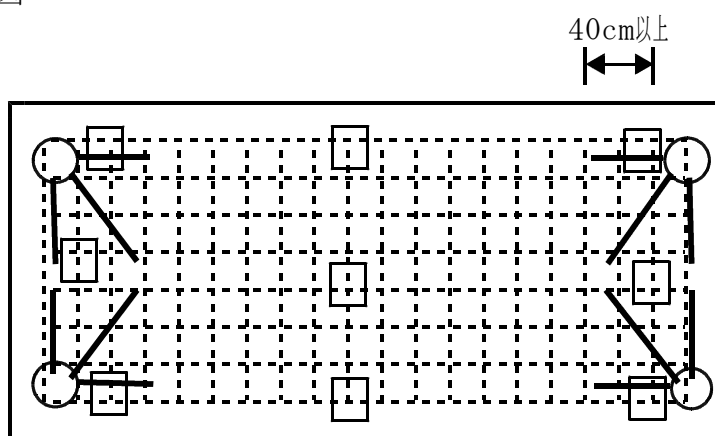
※ ただし、やむを得ず設置する場合には支柱補強等の補強工事を施すこと。
(支柱補強工事を必要としない耐圧の評定を受けている浄化槽を設置する場合は、この限りではない。)

※ 浄化槽の蓋を耐圧の蓋にする。

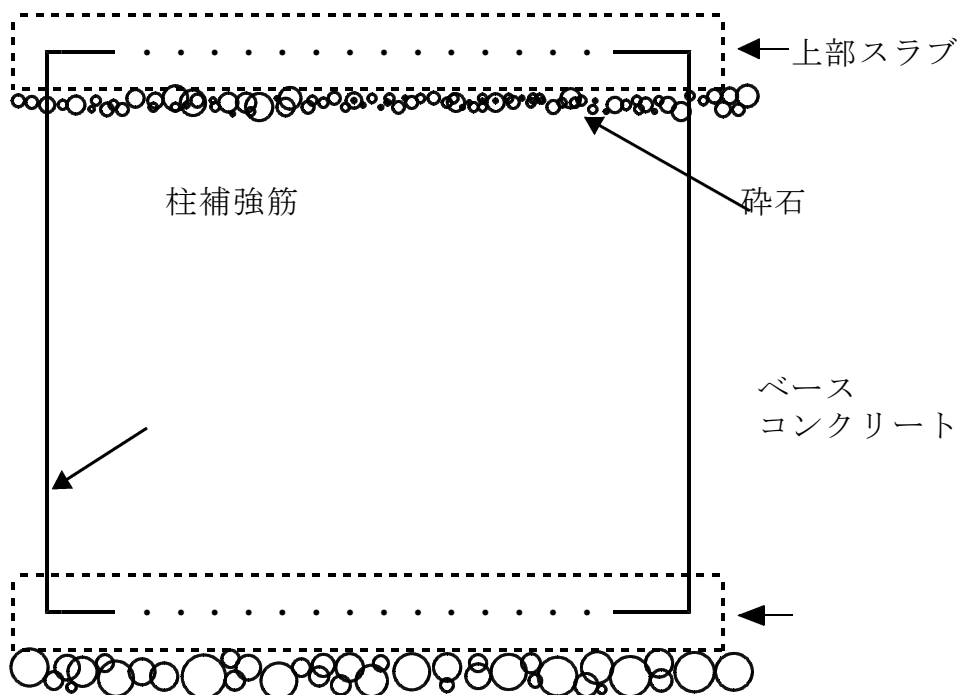
支柱補強工事

上部が駐車場等になる場合は、支柱を立て、浄化槽上部に直接加重がかからないようにする。

支柱工事見本図



四隅に柱補強筋をたてる。(配筋D10・3本以上・支柱の太さは、150mm以上)
このとき基礎配筋と40cm以上結束すること。



※施工方法について不明な点がある場合は、工事前に協議して下さい。

1. 単独処理浄化槽設置状況写真
設置場所及び設置状況がわかるように、周囲の風景を入れて写すこと。
2. 単独処理浄化槽の汚泥引き抜き作業の写真
3. 消毒作業の写真
4. 単独処理浄化槽の解体又は、堀上げ作業の写真
 - ア. 解体する場合は、解体後撤去する部分と残置する部分の写真
一部残置する場合は、底抜き作業している写真
 - イ. 堀上げる場合は、堀上げた浄化槽全体の写真
5. 浄化槽撤去後の写真
6. 埋め戻し作業の写真
(同じ場所に合併処理浄化槽を設置する場合は、必要ありません。)
7. 埋め戻し後、作業完了の写真
(同じ場所に合併処理浄化槽を設置する場合は、必要ありません。)

以上の写真を通常補助の写真と共に実績報告書に添付して下さい。

(参考) 千葉県知事認定放流先のない場合の認定処理装置

認 定 装 置	認 定 業 者
土壌式毛管浸潤装置	毛管浄化システム (株)
東洋式R剤土壌三次処理蒸発拡散装置	(株) 東洋技研
たつみ蒸発拡散装置	(株) たつみ産業
タフガード	大成工業 (株)
S R S - C V 2 1 - E P S	(株) S R S - D B
メックスクリーンシステム	(有) 菅澤設備工業
サトー式アクア・パーティクルシステム	(株) 佐藤設備